

「指定短期入所生活介護」

重要事項説明書

「指定介護予防短期入所生活介護」

社 会 福 祉 法 人 豊 笑 会

地域総合在宅支援センター

ヒルズまいおか

地域総合在宅支援センター ヒルズまいおか

当事業所は介護保険法の指定を受けています
(神奈川県指定 第 1471001824 号)

当事業所は、ご契約者に対して短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

* 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」、「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

- 1 事業者
- 2 事業所の概要
- 3 職員の配置状況
- 4 当事業所が提供するサービスと利用料金
- 5 苦情の受け付けについて
- 6 サービス利用に関する留意事項
- 7 事故時の対応について

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 豊笑会
(2) 法人所在地 神奈川県横浜市泉区弥生台55番62
(3) 電話番号 045-813-0071
(4) 代表者名 理事長 西村 英二
(5) 開設年月日 平成 14年 10月 17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 短期入所生活介護、介護予防短期入所介護サービス事業所
神奈川県 第 1471001824 平成 19年 4月 1日指定
* 当事業所は介護老人福祉施設舞岡苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 短期入所生活、介護予防短期入所介護サービスは、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者が日常生活を営むために必要な居室、共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 地域総合在宅支援センターヒルズまいおか
- (4) 事業所の所在地 神奈川県横浜市戸塚区舞岡町3338番7
- (5) 電話番号 045-825-1234
- (6) 事業所長(管理者名)氏名 施設長 中島 いづみ
- (7) 開設年月日 平成 19年 4月 1日

(8) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:30

- (9) 利用定員 10名

(10) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。個室など他の種類の居室の入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	6室	洗面所室内
2人部屋	室	洗面所室内
4人部屋	4室	洗面所室内
静養室	1室	洗面所室内
合計	10室	
食堂	6室	
機能訓練室	1室	平行棒
浴室	4室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

* 上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期生活サービス事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活、介護予防短期生活サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職種の配置状況＞* 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1	1
2. 介護職員	38.1	30.1
3. 生活相談員	1	1
4. 看護職員	5.3	3.2
5. 機能訓練指導員	1	1
6. 介護支援専門員		
7. 医師	(2)	
8. 管理栄養士(栄養士)	1	1

* 常勤換算 : 職員それぞれの週あたりの勤務延長時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早勤 : 7:00～16:00 日勤 : 8:30～17:30 遅勤 : 10:30～19:30 夜間 : 16:00～ 9:00
2. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中 : 8:30～17:30
3. 機能訓練指導員	日中 : 8:30～17:30

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分(通常9割)が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①食事

- ・ 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00

②入浴

- ・ 入浴または清拭を週2回行ないます。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行ないます。

④健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行ないます。

⑤その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。
- ・ 生活のリズムを考え、可能な限り毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、可能な限り適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料(1日あたり)＞

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

料金につきましては別紙の料金表を参照してください。

- * ご契約者がまだ要介護(支援)認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供表」を交付します。
介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額又は一部がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事代

食材費及び調理コスト相当をご負担して頂きます。

②居住費

多床室は光熱水費相当を個室は減価償却費及び光熱水費をご負担頂きます。

①、②は特定入所者介護サービス費の給付対象のサービスとなりますので介護保険負担限度額のみ
の負担となります。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただく事が
ものであるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

④別紙料金表による。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後に、ご利用期間分の合計金額を引き落と
させていただきます。

サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度と介護保険負担限度額の段階に応じて異
なります。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止
又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサ
ービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた
場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご
契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の100% (自己負担相当額)

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間に
サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、概
に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口

【職名】 施設長 中島 いづみ

生活相談員 佐々木 つばさ

(TEL) 045-825-1234

また、苦情受付窓口を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関 (平成24年4月1日現在)

受付機関	電話番号
横浜市戸塚区高齢・障害支援課 (介護保険担当)	(TEL)045-866-8452 (FAX)045-881-1755
横浜市健康福祉局 高齢施設課	(TEL)045-671-4117 (FAX)045-641-6408
神奈川県国民健康保健団体連合会 介護苦情相談課	(TEL)0570-022-110 (FAX)0570-033-110
神奈川県社会福祉協議会かながわ 福祉サービス運営適正化委員会	(TEL)045-317-2200 (FAX)045-322-3559

6. サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限*

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

① ペット

② 利用者へ衣類等置いていかれる場合は職員に届け出てください。

③ 利用者及び面会者が面会時に食べる分以外の飲食物

(2) 面会

面会時間 9:00～19:00

* 但し、家族等諸事情により上記時間帯以外に面会される場合はあらかじめご連絡いただければ可能です。

* 来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

* 尚、来訪される場合、上記(1)の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 施設・設備の使用上の注意

① 居室及び公共施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

② 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり汚染した場合には、ご契約者の自己負担により現状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

③ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分配慮を行いません。

④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行なうことはできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

7. 事故時の対応について

1. 事業者は、サービス提供に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

